平成２９年（フ）第９１号
栃木県宇都宮市双葉２丁目10番43号　和気ハイツＡ203号、前住所栃木県宇都宮市清住３丁目８番３号　メゾンブランシェ　203号
債務者　島　　明弘
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６２３号
静岡県焼津市西焼津21番地の９　レオパレスリラティヴ萩原205、旧住所静岡県焼津市小土939番地の５　パレドール小土Ａ103号
債務者　三浦　孝之
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２９号
静岡県焼津市西小川５丁目15番地の８　コーポハイブリッジ201、旧住所静岡県焼津市東小川７丁目２番地の７
債務者　高山　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３号
静岡県焼津市本中根138番地
債務者　大村佳那子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６号
静岡県藤枝市下藪田154番地
債務者　伊久美修治
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７００号
埼玉県さいたま市大宮区上小町824　パークヴィアーレⅡ101
債務者　扇谷　清人
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７１７号
東京都清瀬市旭が丘５丁目１－４－501
債務者　井上　幸誠
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７３１号
東京都練馬区高野台３丁目６－６　レオネクストＲＩＶＥ　ＭⅡ　104
債務者　羽田　一彦
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７４６号
東京都江東区東砂８丁目６－２－1301
債務者　三浦　一将
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７４７号
埼玉県幸手市南３丁目７－13
債務者　安富　正巳
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７５１号
東京都中野区弥生町４丁目12－９　幸和荘２Ｆ11
債務者　大槻　光子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７６４号
東京都足立区保木間１丁目36－４－402
債務者　石井　祐子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７６７号
東京都目黒区目黒１－18－10　コーポＴ．Ｓ101、住民票上の住所東京都西東京市田無町４丁目16－12－205
債務者　茹　実梨伊
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７０号
埼玉県三郷市鷹野２丁目426－１－103
債務者　星芝　卓哉
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７２号
東京都目黒区碑文谷５丁目19－11－102
債務者　坂井　政敏
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部